

件 名	福祉人材の確保に向けた施策の充実に関する陳情			
提 出 者 住 所 氏 名	江戸川区平井五丁目33番13-701号 全国福祉保育労働組合 城東支部 執行委員長 長 谷 宣 子 外1人			
受理年月日	平成20年2月5日	受理番号	第1号	
要 旨 1 福祉人材の確保が図られるように、職員の賃金・労働条件の向上、職員配置基準等の改善に向け、墨田区として独自の施策を充実してください。 2 福祉人材の賃金・労働条件の向上、職員配置基準の改善がされるよう、国や東京都に対して意見書を提出してください。 (理 由) 今、高齢者・障害者分野を中心に福祉施設では職員が定着せず、人材確保が極めて困難になっています。中央福祉人材センターの統計によると、都内における福祉分野の有効求人倍率は、2003年度には0.62倍だったのに対し、昨年11月には4.32倍に悪化しています。介護報酬などの切下げや措置費・運営費の見通しの厳しさが大きく影響し、新聞では「官製ワーキングプア」と見出しが打たれ、テレビ番組でも都内の「介護の人材が逃げていく」実態が報道されています。賃金水準が低く、労働条件が厳しいため、人材確保がままならないのです。 昨年11月に東京都社会福祉協議会が民間社会福祉施設を対象に実施した現況調査でも、特別養護老人ホームの90パーセント、知的障害者施設の59パーセントが「職員の確保が困難」と答えるなど、危機に瀕しています。東京都福祉人材センターも「高齢分野の介護職において顕著ですが、保育士等の児童分野の人材不足も時間の問題ではないかと思える兆候がある」としています。さらに、福祉を支える人材はメンタルシック（心の病）など病気休業者の増加、児童福祉施設の職員自体の子育て困難、施設によっては自費での感染症対策を余儀なくされるなど、抱える矛盾は膨らむばかりです。 8月に14年ぶりに改定された国の福祉人材確保指針が告示されました。審議委員の論議やパブリックコメントで寄せられた声が反映され、新指針では「労働環境の改善」が大きく打ち出されました。自治体の役割としても福祉人材の給与等の水準把握、労働時間の短縮の推進などが掲げられています。この新指針を国や自治体、福祉関係者が力を合わせて実効あるものにしていく必要があります。 福祉人材の確保に当たっては、賃金・労働条件の向上と職員配置基準の見直しが必要です。国や東京都に対して施策の抜本的な充実を求めてください。 以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。 以 上				